

地方自治法抜粋

資料 2-3

(注 1) 住民

第 10 条 市町村の区域に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

(注 2) 執行機関

第 7 章 執行機関

第 1 節 通則

第 138 条の 2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

第 138 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。

○ 2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

○ 3 (略)

第 138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

○ 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

○ 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 2 節 普通地方公共団体の長

第 1 款 地位

第 139 条 都道府県に知事を置く。

○ 2 市町村に市町村長を置く。

第 140 条 普通地方公共団体の長の任期は、四年とする。

○ 2 (略)

第 141 条 ~145 条 (略)

第 146 条 削除

第 2 款 権限

第 147 条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

第 148 条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

第 149 条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

1 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

2 予算を調製し、及びこれを執行すること。

3 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。

4 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。

5 会計を監督すること。

6 財産を取得し、管理し、及び処分すること。

7 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。

8 証書及び公文書類を保管すること。

9 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

第 150 条 削除

第 151 条 削除

第 152 条 ~153 条 (略)

第 154 条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。

第 154 条の 2 普通地方公共団体の長は、その管理に属する行政庁の処分が法令、条例又は規則に違反すると認めるときは、その処分を取り消し、又は停止することができる。

第 155 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

○ 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域

は、条例でこれを定めなければならない。

○3 第四条第二項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

第 156 条 (略)

第 157 条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

○2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

○3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

○4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。

第 158 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

○2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

第 159 条 (略)

第 160 条 削除

第 3 款 補助機関

第 161 条 都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。

○2 副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。

第 162 条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第 163 条 副知事及び副市町村長の任期は、四年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

第 164 条～171 条 (略)。

第 172 条 前十一条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。

○2 前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。

○3 第一項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職

については、この限りでない。

○4 第一項の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、[地方公務員法](#) の定めるところによる。

第 173 条 削除

第 174 条 ～175 条 (略)

第 5 款 他の執行機関との関係

第 180 条の 2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

第 180 条の 3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、その補助機関である職員を、当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員と兼ねさせ、若しくは当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に充て、又は当該執行機関の事務に従事させることができる。

第 180 条の 4 普通地方公共団体の長は、各執行機関を通じて組織及び運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持するため、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の委員会若しくは委員の事務局又は委員会若しくは委員の管理に属する事務を掌る機関（以下本条中「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱いについて、委員会又は委員に必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

○2 普通地方公共団体の委員会又は委員は、事務局等の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱いで当該委員会又は委員の権限に属する事項の中政令で定めるものについて、当該委員会又は委員の規則その他の規程を定め、又は変更しようとする場合においては、予め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

第 3 節 委員会及び委員

第 1 款 通則

第 180 条の 5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

1 教育委員会

2 選挙管理委員会

3 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

4 監査委員

○ 2 (略)

○ 3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

1 農業委員会

2 固定資産評価審査委員会

○ 4～8 (略)

第 180 条の 6 普通地方公共団体の委員会又は委員は、左に掲げる権限を有しない。但し、法律に特別の定があるものは、この限りでない。

1 普通地方公共団体の予算を調製し、及びこれを執行すること。

2 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

3 地方税を賦課徴収し、分担金若しくは加入金を徴収し、又は過料を科すること。

4 普通地方公共団体の決算を議会の認定に付すること。

第 180 条の 7 (略)